

令和7年度

第9期TRY!YAMANASHI!

実証実験サポート事業

《 募 集 案 内 》

事業の目的

山梨県の自治体職員が、最先端技術・サービスを有するスタートアップ企業等に伴走し、山梨県全域において実施する実証実験プロジェクトを全面的にサポートします。

本事業は、令和2年3月に策定した「リニアやまなしビジョン※」に基づき、「テストベッドを突破口に最先端技術で未来を創るオープンプラットフォーム山梨」の実現を目指します。

※ リニアやまなしビジョン：https://www.pref.yamanashi.jp/try_yamanashi/linear_vision/index.html

1. 事業の概要

山梨県では、テストベッド※の聖地化を目指して、山梨県全域を対象にした最先端技術やサービスの実証実験プロジェクトを募集します。最終的な社会実装に向けて、山梨県をフィールドにした実証実験を自治体職員が全面的にサポートします。

※ テストベッド：実際の運用環境に近い状態で先端技術の実証実験を行う「場」のこと。

2. 募集内容

山梨県をフィールドに実施する最先端技術やサービスに関する実証実験プロジェクトを幅広く募集いたします。次に掲げる事項をすべて満たす事業者は、どなたでも応募が可能です。

ただし、個人での応募は不可とします（個人事業主は可）。

- ① 実証実験を的確に遂行する組織、人員等を備えていること。
- ② 実証実験を的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること。
- ③ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反する恐れがないこと。
- ④ 会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ⑥ 採択決定までに日本国内に居住している又は居住する予定である者、また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。

3. 実証実験の実施・支援期間

令和7年9月（予定）から令和8年2月末まで

4. 支援内容

(1) 各種支援

採択プロジェクトについて以下のような支援を予定していますが、実証実験において必要となる支援については可能な限りどのような支援でも行います。

支援項目	内容
自治体職員の伴走支援	実証実験実施に関して必要となる地元調整、実施場所（フィールド）の斡旋・提供を自治体職員が支援
実証実験に必要な経費支援	最大 600 万円（補助率 4 分の 3）の経費支援
専門家によるアドバイス	実証プロジェクトの事業化に向けたメンタリングや事業成長に繋げる情報提供等の専門的アドバイス
地元企業・団体とのネットワーク	プロジェクトに協力を得る必要がある地元企業・団体とのマッチングを支援 山梨県でのフィールドワーク・ネットワーキングへの参加機会提供
実証実験プロジェクトの PR 支援	実証実験のモニター募集等のための PR 支援

(2) 経費支援

採択したプロジェクトについて、「リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業費補助金交付要綱」に基づき、経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、以下の経費を最大 600 万円（補助率 4 分の 3）助成*します。

ただし、審査の過程で、希望される金額より補助金額が減額になる可能性があります。最低限必要となる補助金額は、事業提案書に明記してください。

- ① 人件費（限度額や条件等がございます。詳細は「リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業費補助金における人件費の計算に係る実施細則」をご覧ください。）
- ② 原材料費・消耗品費
- ③ 旅費・交通費

- ④ 謝金
- ⑤ 外注委託費
- ⑥ 広告費
- ⑦ その他実証実験に必要な費用（通信運搬費、使用料、賃借料、保険料など）

（3） 本事業で活用できる山梨県の特徴※

特徴	内容
山梨県全域にわたる支援ネットワーク	県内の 27 市町村、起業家コミュニティ、支援機関、企業、大学、病院などのネットワークをはじめ、山梨県全域で支援ができる体制が整っています。
水素・燃料電池の最先端研究	山梨大学や電力貯蔵技術研究サイトなど、水素・燃料電池に関する世界トップクラスの研究開発拠点が集積し、連携できる体制が整っています。
医療機器関連産業との連携	県内における医療機器関連産業の総合相談窓口としてメディカル・デバイス・コリドー推進センターを設置し、臨床試験のコーディネートや県内企業とのマッチングなどの支援体制が整っています。
スマート農業との連携	ブドウ、モモ、スモモの生産量日本一のフルーツ王国で、先端技術を活用したスマート農業の取組が行われており、農業者や圃場の紹介などの支援体制が整っています。
社会全体のDX推進	山梨県 DX 推進計画に基づき、人材の育成をはじめ、産業、暮らし、行政の 4 つの観点から社会全体の DX を推進しており、DX に関する多様な提案を受け入れる素地が整っています。

※ なお、本事業は、本項で挙げた内容の活用を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

5. 応募から審査までの流れ

(1) 応募手続き

本事業に応募される方は、**令和7年7月11日14:00まで**に、以下4点の手続を完了してください。

なお、本事業に関する個別相談会を6月16日から7月4日にかけて開催します。参加意向表明の有無にかかわらず、本事業に関する相談を個別に受け付けます。個別相談会参加ご希望の方は、以下の応募フォームによりお申込みください。

申込みは先着順となります。枠がなくなった時点で個別相談会の受付は終了とします。

個別相談会申込フォーム

<https://forms.office.com/e/MvVruDrkbr>



手続1：参加意向表明

- ① 参加意向表明フォーム (<https://forms.office.com/e/auVAbyRA33>) にアクセスし、必要事項を記入の上、**令和7年7月11日14:00まで**に登録を完了してください。
- ② 参加意向表明フォームへの記入事項は以下のとおりです。
 - ✓ 企業名/応募代表企業名/チーム名
 - ✓ 提案者（代表者）氏名
 - ✓ 会社住所（都道府県）
 - ✓ 会社住所（市町村以下）
 - ✓ 事業概要
 - ✓ 業種
 - ✓ 設立年月日
 - ✓ 資本金（円）
 - ✓ 従業員数（人）
 - ✓ 連絡先電話番号
 - ✓ 連絡先 E-mail アドレス
 - ✓ 会社 HP
 - ✓ 本事業を知ったきっかけ
 - ✓ 応募企業/チーム/団体が「複数のスタートアップ・中小企業、大企業、大学、産業支援機関等で構成する共同体」の場合は、代表企業以外の名称
 - ✓ 実証実験プロジェクト名
 - ✓ 実証実験プロジェクトの概要（200文字以内）

手続 2：事業提案書及び会社概要資料の作成

① 事業提案書の作成

- ✓ 本事業 HP に掲出されている事業提案書様式（様式第 1 号の 2）をダウンロードの上、必要事項を記入し、**PDF に変換して**事務局まで提出してください。
- ✓ 事業提案書の雛形から逸脱した提案書は、審査対象とならない場合がございます。
- ✓ 事業提案書の作成に当たって、記載内容を補完するためのイメージ図・イラスト・グラフ等の使用は可とします。
- ✓ 事業提案書への音声ファイル・動画ファイルの埋め込みは認めません。
- ✓ **ファイルサイズは 10MB 未満**としてください。ファイルサイズが 10MB 以上となる場合は受理できません。

本事業において提案することができるのは 1 案のみです。複数の事業提案は認めません。

② 会社概要資料の作成

- ✓ 会社概要が分かる資料（様式任意）を **PDF で**事務局まで提出してください（既存の資料を提出いただく形で構いません）。
- ✓ **ファイルサイズは 10MB 未満**としてください。ファイルサイズが 10MB 以上となる場合は受理できません。

手続 3：事業提案書及び会社概要資料の提出

令和 7 年 7 月 11 日 14:00 までに、下記の提出先まで、E メールで事業提案書及び会社概要資料を提出してください。

TRY! YAMANASHI! 実証実験サポート事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

E-mail: try-yamanashi@tohatsu.co.jp

（山梨県は、本事業の応募受付に係る業務を有限責任監査法人トーマツに委託しています。）

10MB 以上の電子ファイルを添付した場合、応募メールを受け取ることができません。添付ファイルは 10MB 未満となるように注意してください。

手続 4：事業提案書・会社概要資料受領メールの確認

- ① 事業提案書・会社概要資料については、受領した旨を事務局より 1 営業日以内に E メール（受領確認メール）でご連絡します。
- ② 事務局が受領確認メールを送付した時点で応募は完了です。
- ③ 資料提出後、1 営業日以内に受領確認メールが届かない場合、応募は完了していません。提出資料のデータ容量が 10MB 未満となっているか確認の上、再提出してください。

(2) 審査

① 一次審査（書類）

一次審査は書類のみで行います。審査を行うにあたり、事務局より個別に事業提案内容の確認を行う場合があります。選考基準は下記のとおりです。

【選考基準】

- ① 社会課題の認識と意義
- ② 技術やプロダクトの新規性・先進性
- ③ 事業の社会的インパクト・成長性
- ④ 実証実験の有効性・実現可能性
- ⑤ チーム体制と実行力
- ⑥ 山梨県で実証実験を行う意義

② 二次審査（プレゼン）

書類審査を通過したプロジェクトを対象に選考会を行います（現時点ではオンラインで非公開での実施を予定）。選考会では主に、プロジェクトのプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行います。一次審査会通過者は出席必須です。

【選考基準】

一次審査と同様

(3) 事業スケジュール[※]

① 募集期間：令和7年6月11日～令和7年7月11日 14:00

- ✓ 参加意向表明提出期限 令和7年7月11日 14:00
- ✓ 事業提案書・会社概要資料提出期限 令和7年7月11日 14:00

② 審査期間：令和7年7月中旬～8月下旬まで

- ✓ 一次審査結果通知 令和7年8月上旬（予定）
- ✓ 二次審査会 令和7年8月下旬（予定）

③ 実証実験期間：令和7年9月（予定）から令和8年2月末まで

④ 成果報告会：令和8年3月予定（採択者全員が出席）

※ 審査期間における各種スケジュールは変更となる可能性があります。変更となった場合は、メール等により随時通知します。

(4) 採択された場合

- ① 一次審査通過者は、補助金交付手続のための書類を作成のうえ、直近3ヶ年の財務関連書類とともに提出いただきます。
- ② 詳細は「リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業費補助金交付要綱」、「リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業における人件費の計算に係る実施細則」を確認してください。

6. 個人情報・応募書類の取扱い

(1) 個人情報の取扱い

- ① 応募に当たって登録いただいた個人情報は、山梨県において以下の目的にのみ使用し、その他の目的で利用することはありません（ただし、法令等により求められた場合は除く）。
 - ✓ 事業提案書に係る応募者への問い合わせ
 - ✓ 審査会の実施に係る連絡・調整
 - ✓ 採択候補者の特定
 - ✓ 審査結果の通知
 - ✓ 採択以降の本事業の実施に係る各種事務の履行のために必要と思われる事項の連絡・調整
 - ✓ 今後の TRY!YAMANASHI! 実証実験サポート事業に関する情報提供
- ② ご登録いただいた個人情報は、山梨県「[県が保有する個人情報の保護](#)」に則って取り扱います。
- ③ 山梨県は、本事業の応募受付に係る業務を有限責任監査法人トーマツに委託しています。

(2) 応募書類の取扱い[※]

- ① 事業提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
- ② 提出された事業提案書は、本事業における採択候補者の特定以外の目的では使用しません。
- ③ 提出された事業提案書は、特定を行うために必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ④ 事業提案書の提出後、事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ⑤ 事業提案書の提出は1者につき1案のみとします。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。
- ⑦ 事業提案書の著作権は応募者に帰属します。
- ⑧ 事業提案書に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は応募者が負うものとします。

※ その他応募に当たっての留意事項

採択された実証実験プロジェクトの情報や、実証実験時の写真・動画等について、山梨県が広報活動に利用させていただく場合があります。ご承諾いただける場合のみ、ご応募をお願いします。

7. その他

採択事業者は、実証実験についてメディアから取材があった場合など、本実証実験が「TRY!YAMANASHI! 実証実験サポート事業」の支援を受けて実施している旨を発信いただきます。また、プロジェクトの成果について、成果報告会での発表やホームページ等での公開にご協力いただきます。

8. FAQ

Q1. なぜこの実証実験サポート事業を行っているのでしょうか。

山梨県を実証実験のフィールドとして提供し、革新的なビジネスモデルを生み出すサポートを行うことで、山梨県から数多くの社会課題解決プロジェクトを生み出し、「最先端技術で未来を創るオープンプラットフォーム山梨」の実現を目指すためです。

Q2. スタートアップ企業以外でも応募はできますか？

スタートアップ企業以外でも応募できます。企業の規模や設立年数は問いません。個人事業主の方も応募できます。

Q3. 海外企業でも応募できますか？

採択決定までに日本国内に居住している又は居住する予定であること（法人の場合は国内に支店を有すること）が条件です。また、外国籍の方については、日本における滞在及び就労要件を満たしていることが必要です。

Q4. 採択前に支出した経費は補助対象になりますか？

補助対象になりません。補助対象となるのは、交付決定日から実証実験終了日までに、契約、支出をした経費となります。

Q5. 人件費の補助額について、上限はありますか？

補助金申請額の4分の1となります。

Q6. 取締役など会社役員の人件費は補助対象になりますか？

原則として補助対象になりません。ただし、使用人（従業員）も兼ねている場合は、給与相当額が対象となります。

Q7. 補助金で購入した機材を販売することはできますか？

補助金で購入・整備した機器、製品等を販売することはできません。

Q8. 二次審査のプレゼンの際に、事業提案書を使う必要がありますか？

必ずしも使う必要はありません。別の資料でプレゼンしていただくこともできます。ただし、基本的に提案内容の変更はしないものとします。

Q9. 過去（第1期～第8期）に応募したのですが、今回も応募できますか。

応募いただけますが、過去と同一内容による提案は審査の対象としません。

Q10. 選考基準に「山梨県で実証実験を行う意義」とありますが、具体的にどのようなことでしょうか。

例えば、山梨県が抱える課題や山梨県の特徴を踏まえた提案や、行政としての山梨県の支援がないと実現が難しい提案、山梨県への貢献が具体的に見込まれる提案（県内への拠点設置や雇用創出など）などです。

9. お問い合わせ窓口

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階

新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課 担当：山寺

電話： 055-223-1514

メール： biz-brand@pref.yamanashi.lg.jp

専用サイト：https://www.pref.yamanashi.jp/try_yamanashi/support/news9.html